

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会

平成 27 年度

## 社会福祉法人旭市社会福祉協議会事業計画

### <基本的な考え方>

将来の人口推計では、総人口と出生数の減少が続き、2025 年（平成 37 年）に団塊世代が後期高齢者に到達し、過去に例を見ない超少子高齢化社会へと進み、核家族化も増え、ひとり暮らしなどの高齢者世帯が増加する傾向となっています。

地域においては、生活困窮・虐待・ひきこもり・孤独死や自殺・災害時支援・消費者被害など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化し、家族内の見守りや介護機能も低下し、地域連帯感の希薄化によるコミュニティーの脆弱化が懸念されております。

このような状況のもと、社会福祉協議会としては、地域福祉の推進による福祉コミュニティーの形成や災害時支援のあり方、生活困窮者自立支援法の施行による社会的孤立の防止に向けた取り組み、高齢者の介護保険サービス事業など、今まで以上に「公共性」と「自主性」を兼ね備えた役割は重要であり、スタッフのスキルアップが今まで以上に問われています。

また、「第 2 次旭市地域福祉活動計画」は、市の地域福祉計画と一体的に平成 24 年度から始まる 5 カ年計画として熟年期を迎え、ふれあいネットワークにより協働型福祉を推進し、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」の基本理念を実現するため、4 つの基本目標・施策の集大成を目指して行きます。

### <基本目標>

#### 1 参加型福祉のまちづくり

- (1) 地区社会福祉協議会活動の支援強化
- (2) 地域福祉フォーラムの推進
- (3) ボランティア活動事業の推進
- (4) 地域福祉活動計画の推進

#### 2 ゆたかな福祉文化の醸成

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉情報の発信
- (3) 共同募金運動等の推進

#### 3 安心できる相談・支援体制

- (1) 各種貸付事業の相談支援体制の充実
- (2) 心配ごと相談所の運営
- (3) 日常生活自立支援事業の推進
- (4) 介護保険事業所の運営強化
- (5) 生活困窮者自立支援事業の充実

#### 4 地域福祉推進支援体制の強化

- (1) 人材の育成
- (2) 事務局の組織体制の再編強化
- (3) 経営体制の強化
- (4) 財政基盤の強化

## 事業の主な内容

事業名	目的	主な実施事項
法人運営並びに連絡調整	法人の適切な運営と組織、財務、事業の審議を行い、関係機関との連絡調整を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事会・評議員会の開催</li> <li>2 監事会の開催</li> <li>3 正副会長連絡会の開催</li> <li>4 関係機関との連絡調整</li> <li>5 定款・諸規程の整備</li> <li>6 社会福祉法人新会計基準の導入</li> </ol>
企画・普及・広報・宣伝事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう、広報啓発活動などを行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉大会の開催（11月頃）</li> <li>2 地域福祉フォーラムの設置（開催）</li> <li>3 「社協だより」の発行（年4回）</li> <li>4 社協ホームページの更新（随時）</li> <li>5 声の広報朗読</li> <li>6 市広報の活用</li> </ol>
組織強化事業	地域福祉活動の基盤となる、16地区社協に対し、事業・財政面の援助を行い、組織の強化を促進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区社協活動推進連絡会の開催</li> <li>2 地区社協の支援及び助成</li> <li>3 地域福祉フォーラム設置の支援</li> </ol>
心配ごと相談事業	市民の日常生活上の悩みごとに応じて、問題解決又は関係機関に連絡あっせんを行い、安心して地域生活を送れるよう、助言を行うため、相談所を開設する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談所の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上ふれあいサポートセンター 第1・3（水）13：30～15：30</li> <li>・旭市青年の家 第2・4（水）10：00～15：00</li> </ul> </li> <li>2 相談員の研修</li> </ol>
交通遺児対策支援事業	交通事故等により、親（親に代わる立場にあるものを含む）を失った18歳未満の遺児に対し支援を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺児の把握</li> <li>2 見舞金・激励金の交付</li> </ol>

事業名	目的	主な実施事項
ボランティア促進事業	ボランティアの発掘・育成に努め、ボランティアが自主的かつ継続的に活動できるよう、基盤整備を進める。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの登録・斡旋・調整</li> <li>2 ボランティア連協との連絡調整</li> <li>3 ボランティア連協への助成</li> <li>4 ボランティア機関紙の発行（年1回）</li> <li>5 災害ボランティア訓練</li> <li>6 傾聴ボランティアの育成</li> </ol>
一般募金配分事業	共同募金事業について、市民の理解を求めるとともに、助け合い精神を高め、住民参加による福祉の街づくりを進める。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 おたっしや会の開催</li> <li>2 男の料理教室の開催</li> <li>3 障害者交流事業の開催</li> <li>4 地域ふれあい交流事業</li> <li>5 産業まつりへの参加</li> <li>6 災害見舞金の支給</li> <li>7 応急援護事業</li> <li>8 共同募金運動配分事業の実施</li> </ol>
歳末たすけあい援護事業	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人達が、地域で安心して暮らすことができるよう援助を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歳末見舞金配分対象者調査</li> <li>2 歳末見舞金の配分</li> </ol>
助成事業	各種福祉団体の自発的な活動や取り組みを支援するための助成を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種福祉団体への助成</li> </ol>
福祉教育推進事業	地域に根ざしたさまざまな福祉活動を推進し、福祉の心を育むきっかけ作りを行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉教育出張講座の実施</li> <li>2 小中学生の職場体験の積極的受け入れ</li> <li>3 小中学校への助成</li> </ol>
日常生活用具貸出事業	身体障害者及び高齢者等を対象に用具を貸し出すことにより、日常生活での社会参加の促進と、介護負担の軽減を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ベッド・車いす等の貸出</li> </ol>

事業名	目的	主な実施事項
フードバンク事業	余剰食品の提供を呼びかけ、食品確保が困難な生活困窮者等に提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 フードバンクちばへの協力</li> <li>2 フードドライブの実施</li> <li>3 生活困窮者等へ食品の提供</li> </ol>
日常生活自立支援事業 (県社協受託事業)	日常生活を送る上で、十分な判断ができない高齢者や障害者に、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などの援助を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談の受付</li> <li>2 専門員による対象者及び家庭状況等の調査</li> <li>3 関係機関との連絡調整</li> <li>4 生活支援員等によるサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の保全</li> <li>・財産の管理</li> <li>・福祉サービスの利用援助</li> </ul> </li> </ol>
軽度生活支援事業 (市受託事業)	介護保険の認定結果が非該当で、日常生活を営む上で支障のある高齢者へ、ホームヘルパーを派遣し、本人及び世帯の自立を援助する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者及び家庭の状況等の調査</li> <li>2 訪問介護員の派遣</li> <li>3 訪問介護員の研修</li> </ol>
生きがい活動支援通所事業 (市受託事業)	介護保険の認定結果が非該当の65歳以上の方を対象に、日常動作訓練や健康チェック、入浴・食事等を提供し、要介護状態への進行を予防する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常動作訓練</li> <li>2 健康チェック・生活指導</li> <li>3 送迎・入浴・食事・レクリエーション</li> </ol>
外出支援サービス事業 (市受託事業)	在宅高齢者及び重度身体障害者に、外出サービスを行うことにより、高齢者等の社会参加を促進し、もって健康の増進と福祉の向上を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関への通院または入退院の為の送迎</li> <li>2 介護予防事業等への送迎</li> </ol>

事業名	目的	主な実施事項
敬老事業 (市受託事業)	市内居住の結婚50周年を迎えたご夫婦の長年の労苦に対し、お祝いを行う。	1 合同金婚式の開催
在宅介護支援センター事業 (市受託事業)	高齢者の各種保健福祉サービス、利用方法等についての相談を受け、情報を提供することで、安心して生活ができるよう支援する。	1 相談の受付 2 情報の提供 3 毎月の利用状況報告書の作成
施設管理事業 (市受託事業)	公共施設の管理運営業務を全般にわたって行う。	1 飯岡福祉センターの管理運営 2 海上ふれあいサポートセンターの管理運営
生活困窮者自立支援事業(仮称) (市受託事業)	生活困窮者に対して家計・就労などの相談、支援を包括的、継続的に行うことで、早期に困窮状態から脱却することで、自立の促進を図る。	1 生活困窮に関する相談・寄り添い型支援の実施 2 支援計画の作成・見直し 3 支援調整会議の開催 4 関係機関との連絡調整 5 その他、生活困窮者の自立促進に資する事業の実施
ほのぼのヘルプサービス事業	市からの受託事業や介護保険法によるサービスには制限があるため、それ以外のサービスを自費扱いで提供することにより、いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう支援する。	1 利用者の受入調整 2 生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物等) 3 身体介護(外出介助、排泄介助等)

事業名	目的	主な実施事項
善意銀行事業	貸付により経済自立と更生意欲の助長促進を図り、安定した生活を援助する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸付に関する相談・援助</li> <li>2 小口貸付業務の実施</li> <li>3 償還滞納者に対する催促及び指導</li> <li>4 関係機関との連絡調整</li> </ol>
生活福祉資金・老障資金貸付事業 (県社協受託事業)	<p>低所得世帯、身体障害者世帯の経済的自立と更正意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう資金の貸付を行う。</p> <p>高齢者及び重度障害者居室等の増改築や改造のための資金を貸し付け、自立した生活を送れるよう支援する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資金の貸付に関する相談・援助</li> <li>2 資金の貸付・償還に関する書類の交付・受付</li> <li>3 申請世帯・貸付世帯の調査</li> <li>4 担当民生委員児童委員との連絡調整</li> <li>5 関係機関との連絡調整</li> </ol>
居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態にある被保険者に対し、適正な居宅介護支援を提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険の要介護認定等の代理申請</li> <li>2 居宅サービス計画の作成</li> <li>3 給付管理票の作成・居宅介護支援介護報酬の請求等</li> <li>4 モニタリング、支援経過の記録等</li> <li>5 サービス担当者会議の開催、課題分析</li> <li>6 24時間連絡体制の実施</li> </ol>
訪問介護事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正な訪問介護を提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の受入調整、課題分析</li> <li>2 訪問介護計画の作成</li> <li>3 身体介護、生活援助の実施</li> <li>4 介護報酬の請求</li> </ol>

事業名	目的	主な実施事項
通所介護事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正な通所介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の受入調整、課題分析</li> <li>2 通所介護計画の作成</li> <li>3 送迎、入浴、食事、健康チェック、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）を行う。</li> <li>4 介護報酬の請求</li> </ol>
介護予防訪問介護事業	介護保険法に基づき、要支援1・2の状態にある被保険者に対し、心身機能の維持・改善のために、適正な介護予防訪問介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の受入調整、課題分析</li> <li>2 介護予防訪問介護計画の作成</li> <li>3 自力で困難な行為（主に生活援助）を支援</li> <li>4 介護予防サービス給付費の請求</li> </ol>
介護予防通所介護事業	介護保険法に基づき、要支援1・2の状態にある被保険者に対し、心身機能の維持・改善のために、適正な介護予防通所介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の受入調整、課題分析</li> <li>2 介護予防通所介護計画の作成</li> <li>3 送迎、入浴、食事、健康チェック等を行い、自力で困難な行為を支援</li> <li>4 介護予防サービス給付費の請求</li> </ol>
千葉県共同募金会旭市支会事務局	市内において「赤い羽根共同募金」運動の普及推進を図り、募金によるたすけ合いと、寄付文化の醸成を目的とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸別募金</li> <li>2 街頭募金</li> <li>3 法人募金</li> <li>4 職域募金</li> <li>5 学校募金</li> <li>6 イベント募金</li> </ol>
「小さな親切」運動旭市支部事務局	市内において「小さな親切」運動の普及推進を図り、明るく住みよい郷土と、人間性にあふれる地域社会の建設に寄与することを目的とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会および実行委員会等の開催</li> <li>2 「小さな親切」実行章の推薦活動</li> <li>3 「小さな親切」作文コンクールの応募</li> <li>4 みんなつながろ、トモダチ作戦事業の推薦</li> <li>5 本部事業への参加等</li> </ol>



